

県土整備局建築工事設計業務等積算要領

第1章 総則

1. 基本事項

本要領は、県土整備局建築工事設計業務等積算基準に基づき、設計業務等委託料を積算するために必要な事項を定めるものである。

2. 設計業務等委託料の積算に関する事項

2. 1 業務人・時間数

- (1) 業務人・時間数は、委託業務に係る共通仕様書及び特記仕様書に記載する業務の履行に当たって必要となる技術者の労務の数量をいう。なお、一日当りの時間数は、8時間を基本とする。
- (2) 県土整備局建築設計業務委託共通仕様書（以下「設計業務共通仕様書」という。）を適用して設計に関する業務（以下「設計業務」という。）を委託する場合、直接人件費の算定に用いる業務人・時間数は、一般業務（設計業務共通仕様書第2章1.に規定する一般業務をいう。以下同じ。）及び追加業務（設計業務共通仕様書第2章2.に規定する追加業務をいう。以下同じ。）の実施のために必要となる業務人・時間数とする。
- (3) 耐震診断（建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第2条第1項に規定する耐震診断をいう。）に関する業務（以下「耐震診断業務」という。）を委託する場合、直接人件費の算定に用いる業務人・時間数は、平成27年国土交通省告示第670号別添第1項に掲げるもの（以下「耐震診断一般業務」という。）並びに契約書、質問回答書、現場説明書、別冊の図面、特記仕様書及び共通仕様書（以下「契約図書」という。）等に定められ、耐震診断一般業務に含まれない業務（以下「耐震診断追加業務」という。）の実施のために必要となる業務人・時間数とする。
- (4) 県土整備局建築工事監理業務委託共通仕様書（以下「工事監理業務共通仕様書」という。）を適用して工事監理に関する業務（以下「工事監理業務」という。）を委託する場合、直接人件費の算定に用いる業務人・時間数は、一般業務（工事監理業務共通仕様書第2章2.1に規定する一般業務をいう。以下同じ。）及び追加業務（工事監理業務共通仕様書第2章2.2に規定する追加業務をいう。以下同じ。）の実施のために必要となる業務人・時間数とする。
- (5) 複数の棟の設計業務、工事監理業務又は耐震診断業務を委託する場合の業務人・時間数は、原則として、1棟ごとに算定したものを合計するものとする。
- (6) やむを得ない事情により設計業務、工事監理業務又は耐震診断業務を分割して委託する場合、分割された各業務に係る業務人・時間数は、設計業務、工事監理業務又は耐震診断業務の全体の業務人・時間数をもとに、分割された各業務の内容に応じて算定する。
- (7) 複数年度にわたる工事を対象とする設計業務のうち設計意図を正確に伝えるための業務（以下「設計意図伝達業務」という。）及び工事監理業務の各年度の業務人・時間数は、当該工事全体に対するこれらの業務に係る業務人・時間数をもとに、各年度

の業務の出来高を勘案して算定する。

2. 2 直接人件費単価

直接人件費単価は、業務に従事する技術者の業務能力に応じたものとする。

なお、第2章に示す算定方法は、建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第2項に規定する一級建築士の免許取得後3年未満若しくは同法第2条第3項に規定する二級建築士の免許取得後5年以上8年未満の業務経験を有する者又は大学卒業後5年以上相当の能力を有する者が業務に従事することを想定した業務人・時間数を算定するものとなっている。この場合の直接人件費単価は、神奈川県が公表している「設計業務委託等技術者単価表」における技術者の職種「技師C」の単価を用いることができるものとする。

2. 3 床面積の合計

第2章2. 2、4. 2、6. 2又は7. 2における床面積の合計は、設計、工事監理又は耐震診断の対象とする建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第3号に規定する床面積の合計とする。なお、第2章2. 2の算定方法による場合は、計画上の床面積の合計を用いることができるものとする。

2. 4 諸経費率

諸経費率は1. 1を標準とする。また、業務人・時間数の算定方法が、第2章4又は7による場合の諸経費は1. 0を標準とする。

2. 5 技術料等経費率

技術料等経費率は0. 15を標準とする。また、業務人・時間数の算定方法が、第2章4又は7による場合の諸経費は0. 2を標準とする。

2. 6 特別経費

特別経費について、計上できる項目を以下に例示する。

- ・ 営繕積算システム(RIBC)の賃借料
- ・ 検査費(溶接部の超音波探傷検査、コンクリート供試体の圧縮強度検査その他の設計等の業務に附随して行う検査を第三者に委託する場合における当該検査に係る費用の合計額)
- ・ 出張旅費(特記仕様書で指定した場合に限る)
- ・ 特許使用料

3. その他

(1) 契約変更の扱い

- (イ) 発注者の責めに帰すべき事由により、委託業務の条件若しくは内容に追加又は変更が生じた場合は、所要の業務人・時間数を算定する。
- (ロ) 計画上の床面積の合計その他の条件が変更された場合を除き、設計業務の成果図書に基づく床面積の合計又は成果図書の図面枚数と、当初の設計業務等委託料の積算に用いた床面積の合計又は図面枚数との差による業務人・時間数の変更は行わないことができるものとする。
- (ハ) 契約変更における設計業務等委託料は、変更対象の業務価格に、当初の契約金額から消費税等相当額を減じた額を、当初予定価格のもととなる業務内訳書記載の業務価格で除した比率を乗じた額に、さらに消費税等相当額を加えて得た額とする。

(2) 端数整理

(イ) 計算過程の金額の端数処理は、1円未満切り捨てとする。

ただし、業務価格は万円未満を切り捨てることとする。

(ロ) 計算過程の業務人・時間数の端数処理は、小数点第3位以下を切り捨てとする。

また、その他の計算過程の端数処理は、小数点第6位以下を切り捨てとする。

(ハ) 内訳書に計上する業務人・日数については、小数点以下を切り捨てとし、整数とする。

(ニ) 床面積の合計については、小数点以下を切り捨てとし、整数とする。

第2章 業務人・時間数の算定方法

1. 共通

業務人・時間数は、次式による算定する。なお、7. に関しては、一般業務を耐震診断一般業務に、追加業務を耐震診断追加業務にそれぞれ読み替える。

$$\begin{aligned} (\text{業務人・時間数}) = & (\text{一般業務に係る業務人・時間数}) \\ & + (\text{追加業務に係る業務人・時間数}) \end{aligned}$$

一般業務に係る業務人・時間数及び追加業務に係る業務人・時間数については、2. から7. に定めるもののうち委託業務の内容等に対応する方法を標準として算定することができる。

2. 設計業務に関する算定方法1(床面積に基づく算定方法)

2. 1 適用

この算定方法は、設計業務共通仕様書を適用し、建築物の新築工事の設計業務を委託する場合に適用する。

2. 2 一般業務に係る業務人・時間数の算定

(1) 一般業務のすべてを委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数の算定

平成31年国土交通省告示第98号(以下「告示98号」という。)別添二第一号から第十二号に掲げる建築物の類型に応じて次式により、別表1-1に掲げる係数を用いて計算する。

$$A = a \times S^b$$

A:業務人・時間数

S:床面積の合計(m²)

(2) 一般業務の一部を委託しない場合の一般業務に係る業務人・時間数の算定

(イ) 次式により算定する。

ここで、「対象外業務率」とは、契約図書等の定めにより、一般業務の業務内容のうち委託業務の範囲外となる業務がある場合に、当該範囲外となる業務が一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数に占める割合をいう。

$$\begin{aligned} & (\text{一般業務の一部を委託しない場合の一般業務に係る業務人・時間数}) \\ & = (\text{一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数}) \\ & \quad \times (1 - (\text{対象外業務率})) \end{aligned}$$

(ロ) 対象外業務率の設定に当たり使用する業務細分率は別表2-2によることができるものとする。

(ハ) 対象外業務率の考え方は第3章を参照。

(ニ) 設計意図伝達業務を独立して委託する場合の業務人・時間数の算定については、5. を参照。

(3) 難易度係数による補正

建築物が告示98号別添三第3項から第5項の各表の(イ)建築物の欄に掲げる建築物のいずれかに該当する場合においては、同表(ろ)設計の欄に掲げる係数をそれぞれ、該当する業務分野の業務人・時間数に乗じることにより補正する。ただし、各表において、(イ)建築物の欄に複数該当する場合は、最も適切な難易度係数一つを採用する。

(4) 複合建築物の算定方法

異なる2以上の用途に供する建築物で、告示98号別添二に掲げる建築物の種類のうち複数に該当するものに係る業務人・時間数は、上記(1)から(3)に定める算定方法に準ずる方法により算定することができるものとする。

2. 3 追加業務に係る業務人・時間数の算定

業務内容の実情に応じて算定する。

なお、(1)又は(2)に掲げる業務を追加業務とする場合は、それぞれ(1)又は(2)により当該業務に係る業務人・時間数を算定することができるものとする。

(1) 積算業務

成果図書に基づく積算業務として次に掲げる内容の業務を委託する場合は、次式によりこれに係る業務人・時間数を算定する。

- ・積算数量算出書の作成
- ・単価作成資料の作成
- ・見積収集
- ・見積検討資料の作成

$$(\text{積算業務に係る業務人・時間数}) = (\text{実施設計に係る業務人・時間数}) \times 0.2$$

ここで、実施設計に係る業務人・時間数は、一般業務のすべてを委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数に、別表2-2に掲げる実施設計に関する業務細分率の合計を乗じたものとし、2.2(3)に定める難易度係数による補正は行わないものとする。

(2) 計画通知又は建築確認申請に関する手続業務

計画通知又は確認申請に関する手続業務を追加業務とする場合、構造計算適合性判定に係る手続き及び建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手続きの有無に応じて、次に掲げるいずれかの業務人・時間数を計上する。

- ・構造計算適合性判定及び建築物エネルギー消費性能適合性判定のいずれも必要な場合 32人・時間
- ・構造計算適合性判定又は建築物エネルギー消費性能適合性判定のいずれかが必要な場合 24人・時間
- ・構造計算適合性判定及び建築物エネルギー消費性能適合性判定のいずれも不要な場合 16人・時間

3. 設計業務に関する算定方法2(図面目録に基づく算定方法)

3. 1 適用

この算定方法は、設計業務共通仕様書を適用して図面目録を作成し、改修工事の設計業務を委託する場合で、一般業務の内容を基本設計の成果に相当する図面等に基づいて行う実施設計とする場合に適用する。

なお、基本設計に該当する業務を含めて委託する場合は、これに係る業務人・時間数を業務内容の実情に応じて別に計上することにより、この算定方法によることができる。

3. 2 一般業務(ここでは実施設計のみを対象とする。)に係る業務人・時間数の算定

(1) 一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数の算定

一般業務に係る業務人・時間数は、図面目録に掲げられた図面1枚毎に算定した業務人・時間数の合計とし、次式により算定する。ただし、ここで一般業務は、実施設

計のみを対象とし、かつ、「建築確認申請に係る関係機関との打合せ」及び「建築確認申請図書の作成」を除いたものとする。なお、改修工事の設計に必要な既存建築物の設計図書を復元するための実測等の調査を実施する必要がある場合は、当該調査に要する業務人・時間数を追加業務に計上する。

$$(\text{一般業務に係る業務人・時間数}) = \Sigma (\text{図面 1 枚毎の業務人・時間数})$$

(2) 一般業務に係る図面 1 枚毎の業務人・時間数の算定

図面 1 枚(大きさは、841mm×594mm(A 1 判)を標準とする。)毎の作成に必要な業務人・時間数は、建築改修工事分については(イ)、設備改修工事分については(ロ)に掲げる算定式により算定する。なお、算定式中の図面 1 枚毎の換算図面枚数については(3)により算定する。

(イ) 建築改修工事分の設計に必要な図面 1 枚毎の業務人・時間数

$$(\text{業務人・時間数}) = 12.540 \times (\text{図面 1 枚毎の換算図面枚数})$$

(ロ) 設備改修工事分の設計に必要な図面 1 枚毎の業務人・時間数

$$(\text{業務人・時間数}) = 9.357 \times (\text{図面 1 枚毎の換算図面枚数})$$

(3) 図面 1 枚毎の換算図面枚数の算定

(イ) (2)に掲げる式における「図面 1 枚毎の換算図面枚数」は、図面目録に掲げられた図面 1 枚毎に、次式により算定する。ただし、平均的な改修工事の設計と比較して難易度に著しく差が生じる場合は、実情に応じて補正することができるものとする。

$$(\text{図面 1 枚毎の換算図面枚数}) = 1 \times (\text{複雑度}) \\ \times (\text{CADデータの提供等により業務量低減が図られる場合の影響度})$$

(ロ) (イ)に掲げる式における「複雑度」は、別表 2-1 により設定することができるものとする。

(ハ) (イ)に掲げる式における「CADデータの提供等により業務量低減が図られる場合の影響度」は、発注者が既存図面のCADデータ、書式の電子データ等を受注者に提供し、その利用によって設計図書の作成に係る業務人・時間数が低減する場合、その影響度を、0 から 1 の範囲で、実情に応じて図面 1 枚毎に設定することができるものとする。

3. 3 追加業務に係る業務人・時間数の算定

2. 3に 準じ、業務内容の実情に応じて算定する。

なお、成果図書に基づく積算業務として次に掲げる内容の業務を委託する場合は、次式によりこれに係る業務人・時間数を算定する。

- ・積算数量算出書の作成
- ・単価作成資料の作成
- ・見積収集
- ・見積検討資料の作成

(積算業務に係る業務人・時間数)

$$= 0.8872 \times (\text{実施設計に係る業務人・時間数})^{0.796}$$

ここで、実施設計に係る業務人・時間数は、3. 2により「CADデータの提供等により業務量低減が図られる場合の影響度」を1. 0として算定した一般業務に係る業務人・時間数とする。

4. 耐震改修設計に関する算定方法（床面積に基づく算定方法）

4. 1 適用

この算定方法は、設計業務共通仕様書を適用し、床面積の合計が別表1-2に掲げる建築物の構造耐力上主要な部分の耐震改修（建築物の耐震改修の促進に関する法律第2条第2項に規定する耐震改修をいう。）に係る設計の一般業務のうち基本設計及び実施設計に関する業務を、耐震診断業務を行った建築士事務所等に委託する場合で、構造に係る業務人・時間数を算定する場合に適用する。

なお、他の建築士事務所等が行った耐震診断の結果を用いて耐震改修設計業務を行う場合は、当該要因に係る追加業務を設定し、これに係る業務人・時間数を計上することによりこの算定方法によることができるものとする。

4. 2 一般業務に係る業務人・時間数の算定

別表1-2に掲げる算定式により算定する。ただし、ここで一般業務は、構造に係る基本設計及び実施設計のみを対象とし、かつ、「建築確認申請図書の作成」を除いたものとする。

4. 3 追加業務に係る業務人・時間数の算定

3. 3に準じ、業務内容の実情に応じて算定する。

なお、4. 2の方法で算定される業務人・時間数には、基本設計及び実施設計に係る業務人・時間数が含まれるので、3. 3の算定方法により積算業務に係る業務人・時間数を算定する場合は、業務の実情に応じて実施設計のみに係る業務人・時間数を算定する。

5. 設計意図伝達業務に関する算定方法

5. 1 適用

この算定方法は、設計業務の受注者に、当該設計対象である工事に係る設計意図伝達業務を委託する場合に適用する。

5. 2 業務人・時間数の算定

(1) 設計意図伝達業務に係る業務人・時間数は、契約図書等に定められた業務内容に基づき算定する。

(2) (1)によるほか、2. の算定方法を用いる場合は、別表2-2に掲げる基本設計に関する業務細分率及び実施設計に関する業務細分率を用いて対象外業務率を設定し、一般業務に係る業務人・時間数を算定するとともに、業務内容の実情に応じて追加業務に係る業務人・時間数を算定する。

6. 工事監理業務に関する算定方法

6. 1 適用

この算定方法は、工事監理業務共通仕様書を適用し、工事監理業務を委託する場合に適用する。

6. 2 新築工事の工事監理業務の一般業務に係る業務人・時間数の算定

(1) 一般業務に係る業務人・時間数の算定

(イ) 一般業務に係る業務人・時間数は、次式により算定する。

$$\begin{aligned} & \text{(一般業務に係る業務人・時間数)} \\ & = \text{(一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数)} \\ & \quad \times (1 - \text{(対象外業務率)}) \end{aligned}$$

ここで、一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数は、告示98号別添二第一号から第十二号に掲げる建築物の類型に応じて次式により、別表1-1に掲げる係数を用いて算定する。

$$A = a \times S^b$$

A:業務人・時間数

S:床面積の合計 (㎡)

また、「対象外業務率」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）等の関係法令に基づく監督業務の一部として発注者が行う業務を含め、契約図書等の定めにより、一般業務の業務内容のうち委託業務の範囲外となる業務がある場合に、当該範囲外となる業務が一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数に占める割合とする。

(ロ) 対象外業務率の考え方は第3章を参照。

(2) 難易度係数による補正

建築物が告示98号別添三第4項及び第5項の各表の(イ)建築物の欄に掲げる建築物のいずれかに該当する場合においては、同表(ハ)工事監理等の欄に掲げる係数をそれぞれ、該当する業務分野の業務人・時間数に乗じることにより補正する。ただし、各表において、(イ)建築物の欄に複数該当する場合は、最も適切な難易度係数一つを採用する。

(3) 複合建築物の算定方法

異なる2以上の用途に供する建築物で、告示98号別添二に掲げる建築物の類型のうち複数に該当するものに係る業務人・時間数は、上記(1)及び(2)に定める算定方法に準ずる方法により算定することができるものとする。

6. 3 改修工事の工事監理業務の一般業務に係る業務人・時間数の算定

一般業務に係る業務人・時間数は、契約図書等に定められた業務内容に基づき、工期、改修工事の内容（工事種目、工種数等）、規模（対象面積、階数等）、施工条件（入居者の有無、作業時間の制約等）等の条件を勘案して算定する。

6. 4 追加業務に係る業務人・時間数の算定

業務内容の実情に応じて算定する。

なお、新築工事の工事監理業務において、完成図の確認を追加業務とする場合の業務人・時間数は、建築工事分（総合及び構造の合計）については(イ)、設備工事分については(ロ)により算定することができるものとする。

(イ) 建築工事における完成図の確認に係る業務人・時間数

$$\text{(業務人・時間数)} = 0.0393$$

$$\times \text{(工事監理業務に係る業務人・時間数)}^{0.8718}$$

(ロ) 設備工事における完成図の確認に係る業務人・時間数
$$(\text{業務人} \cdot \text{時間数}) = (\text{工事監理業務に係る業務人} \cdot \text{時間数}) \times 0.008$$

ここで、工事監理業務に係る業務人・時間数は、一般業務に係る業務人・時間数とし、6.2(2)に定める難易度係数による補正は行わないものとする。

7. 耐震診断業務に関する算定方法

7.1 適用

この算定方法は、床面積の合計が別表1-3に掲げられた建築物の耐震診断一般業務のすべてを委託する場合に適用する。

7.2 耐震診断一般業務に係る業務人・時間数の算定

耐震診断一般業務に係る業務人・時間数は、別表1-3に掲げる算定式により算定する。

7.3 耐震診断追加業務に係る業務人・時間数

業務内容の実情に応じて算定する。

第3章 対象外業務率の考え方

1. 対象外業務率を設定できる条件

1. 1 設計業務の対象外業務率

対象外業務率は、一般業務の業務内容のうち委託業務の範囲外となる業務があることについて契約図書等に定めがある場合に限り、2. 1に定めるところにより設定することができるものとする。

1. 2 工事監理業務の対象外業務率

対象外業務率は、地方自治法等の関係法令に基づく監督業務の一部として発注者が行う業務を含め、一般業務の業務内容のうち委託業務の範囲外となる業務があることについて契約図書等に定めがある場合に限り、2. 2に定めるところにより設定することができるものとする。

2. 対象外業務率の設定の考え方

2. 1 設計業務の対象外業務率(第2章2. の算定方法による場合)

契約図書等の定めに基づき、別表2-2に掲げる業務内容の項目毎に委託業務の範囲外となる業務が一般業務をすべて委託する場合の業務人・時間数に占める割合（以下「項目別対象外業務率」という。）を、0を超え1. 0以下の範囲で設定し、それに基づき業務全体の対象外業務率を設定することができるものとする。

2. 2 工事監理業務の対象外業務率(第2章6. の算定方法による場合)

契約図書等の定めに基づき、別表2-3に掲げる業務内容の項目毎に項目別対象外業務率を0を超え1. 0以下の範囲で設定し、それに基づき業務全体の対象外業務率を設定することができる。

ただし、工事監理業務共通仕様書を適用する場合に、別表2-3に掲げる業務内容の項目に関して標準的に委託業務の範囲外となる業務は、(1)及び(2)に掲げるとおりである。

(1) 標準的に委託業務の範囲外となる業務内容の項目

- ・ (設計図書の内容の把握)※
- ・ 請負代金内訳書の検討及び報告
- ・ 工事期間中の工事費支払い請求の審査
- ・ 最終支払い請求の審査

(2) 標準的に一部が委託業務の対象外となる業務内容の項目

- ・ 「設計図書の内容の把握」及び「質疑書の検討」のうちの「設計者への確認」及び「工事施工者への通知」
- ・ 「工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等」のうちの「工事施工者との協議」
- ・ 「工事と工事請負契約との照合、確認、報告」のうちの「工事施工者に対する是正の指示」
- ・ 「工事請負契約に定められた指示、検査等」のうちの「指示」、「検査」、「承認」及び「助言」
- ・ 「工事請負契約の目的物の引渡しの立会い」のうちの「立会の補佐」

(注※) 「設計図書の内容の把握」について、設計者と工事監理者が同一となることが明らかな場合は、「(1) 標準的に委託業務の範囲外となる業務内容の項目」とすることができる。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成29年10月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から適用する。

別表1-1 建築物の類型による一般業務に係る標準業務人・時間数の算出に係る係数

建築物の 類型	建築物の 用途等	適用規模	一般業務に係る業務人・時間数の算出に係る係数						
			設計			工事監理			
			総合	構造	設備	総合	構造	設備	
第一号	第1類	130㎡ ≤ S ≤ 67,000㎡	係数a	14.409	2.0738	1.3217	2.1100	0.0675	0.6924
			係数b	0.5092	0.6528	0.6565	0.6290	0.8629	0.6061
	第2類	3,200㎡ ≤ S ≤ 100,000㎡	係数a	3.9616	0.6712	0.4393	1.8563	0.0177	0.1138
			係数b	0.7560	0.8200	0.8394	0.7387	1.0439	0.8805
第二号	第1類	100㎡ ≤ S ≤ 100,000㎡	係数a	1.7919	1.5395	0.4703	1.5843	0.2141	0.2656
			係数b	0.8211	0.7414	0.8876	0.7433	0.7621	0.7982
	第2類	430㎡ ≤ S ≤ 39,000㎡	係数a	9.6061	2.6989	1.4421	1.5843	1.5924	1.7281
			係数b	0.7027	0.7242	0.8321	0.7433	0.6055	0.6631
第三号	第1類	340㎡ ≤ S ≤ 10,000㎡	係数a	2.0338	2.8137	2.1955	0.9646	1.1854	0.6952
			係数b	0.9273	0.7491	0.7979	0.9113	0.6704	0.8504
	第2類	3,500㎡ ≤ S ≤ 49,000㎡	係数a	18.156	0.8372	8.6959	0.9646	1.1854	0.6952
			係数b	0.7264	0.9010	0.6898	0.9113	0.6704	0.8504
第四号	第1類	100㎡ ≤ S ≤ 48,000㎡	係数a	1.3922	1.1125	0.7941	0.8301	0.3220	0.2062
			係数b	0.9559	0.8297	0.9166	0.8679	0.7929	0.9201
	第2類	390㎡ ≤ S ≤ 100,000㎡	係数a	10.949	3.9794	0.7941	4.2100	1.4033	0.2062
			係数b	0.7691	0.7147	0.9166	0.7365	0.6720	0.9201
第五号	第1類	100㎡ ≤ S ≤ 23,000㎡	係数a	5.9513	0.8797	0.4473	0.5563	0.2265	0.1052
			係数b	0.7125	0.8008	0.9265	0.9122	0.7880	0.9223
	第2類	1500㎡ ≤ S ≤ 80,000㎡	係数a	16.474	4.1938	0.4473	0.5563	0.2265	1.7890
			係数b	0.6686	0.6690	0.9265	0.9122	0.7880	0.6414
第六号	第1類	190㎡ ≤ S ≤ 93,000㎡	係数a	1.7686	0.3925	0.3359	0.4088	0.0934	0.0915
			係数b	0.9108	0.9631	0.9892	0.9379	0.9762	0.9822
第七号	第1類	100㎡ ≤ S ≤ 35,000㎡	係数a	3.4519	1.0775	1.2988	1.0661	0.1855	0.3565
			係数b	0.8964	0.8682	0.8868	0.8967	0.9223	0.9028
第八号	第1類	1,400㎡ ≤ S ≤ 62,000㎡	係数a	8.8042	6.9841	3.2411	2.1103	1.0055	1.7085
			係数b	0.7796	0.6323	0.7630	0.7806	0.6929	0.6743
	第2類	910㎡ ≤ S ≤ 33,000㎡	係数a	27.977	5.4957	10.760	6.2629	0.6661	2.4718
			係数b	0.6711	0.6848	0.6697	0.6819	0.7519	0.6758
第九号	第1類	790㎡ ≤ S ≤ 9,500㎡	係数a	2.9222	1.0259	0.6062	0.6105	0.1885	0.1538
			係数b	0.8921	0.8371	0.9712	0.9422	0.8822	0.9713
	第2類	4,400㎡ ≤ S ≤ 46,000㎡	係数a	1.1646	1.0259	0.6062	0.1390	1.2168	0.1538
			係数b	1.0536	0.8371	0.9712	1.1514	0.6963	0.9713
第十号	第1類	260㎡ ≤ S ≤ 13,000㎡	係数a	8.6230	2.6875	1.8553	1.3190	0.1256	0.2241
			係数b	0.7706	0.7150	0.8269	0.8441	0.9073	0.9121
	第2類	4,200㎡ ≤ S ≤ 100,000㎡	係数a	10.703	12.060	1.8553	1.3190	1.6561	0.2241
			係数b	0.7578	0.5793	0.8269	0.8441	0.6404	0.9121
第十一号	第1類	140㎡ ≤ S ≤ 17,000㎡	係数a	1.6720	0.3801	0.3274	2.2861	0.1765	0.1260
			係数b	0.9593	0.9814	1.0367	0.7833	0.8899	0.9986
第十二号	第1類	100㎡ ≤ S ≤ 6,400㎡	係数a	6.1008	3.0896	1.2906	7.0433	1.5248	0.5688
			係数b	0.8633	0.7812	0.9222	0.6876	0.6802	0.8831
	第2類	410㎡ ≤ S ≤ 27,000㎡	係数a	6.5589	4.1855	4.6036	7.8034	1.5071	1.5588
			係数b	0.8899	0.7699	0.8037	0.7171	0.7059	0.7773

別表 1 - 2 耐震改修設計に関する構造に係る一般業務のうち設計意図伝達業務を除いた業務に係る標準業務人・時間数

適用規模及び算定式 A:業務人・時間数 S:床面積の合計(m ²)		一般業務に係る業務人・時間数の算出に係る係数	
		構造	
500m ² ≤ S ≤ 7,500m ² A = a × S ^b	係数a	3.4765	
	係数b	0.6011	

別表 1 - 3 耐震診断一般業務に係る標準業務人・時間数

適用規模及び算定式 A:業務人・時間数 S:床面積の合計(m ²)		耐震診断一般業務に係る業務人・時間数の算出に係る係数	
500m ² ≤ S ≤ 7,500m ² A = a × S ^b	係数a	21.052	
	係数b	0.4179	

別表 2-1 改修工事の設計に係る図面 1 枚毎の複雑度

図面の複雑度			複雑度に係る係数	図面の複雑度			複雑度に係る係数
建築	A	簡易	0.6	設備	A	簡易	0.6
	B	標準	1.0		B	標準	1
	C	複雑	1.4		C	複雑	1.4

(注) 図面の複雑度の「標準」とは、改修工事の設計に係る平均的な図面に係るものをいう。

別表 2-2 設計業務に関する業務細分率

業務内容の項目	業務分野	第1類			第2類			
		総合	構造	設備	総合	構造	設備	
基本設計に関する業務細分率	(1) 設計条件等の整理	(i) 条件整理	0.03	0.02	0.02	0.03	0.03	0.03
		(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
	(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	0.02	0.01	0.01	0.02	0.01	0.02
		(ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
	(3) 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
	(4) 基本設計方針の策定	(i) 総合検討	0.06	0.05	0.05	0.06	0.05	0.05
		(ii) 基本設計方針の策定及び建築主への説明	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
(5) 基本設計図書の作成		0.09	0.07	0.06	0.09	0.08	0.07	
(6) 概算工事費の検討		0.03	0.02	0.02	0.03	0.02	0.03	
(7) 基本設計内容の建築主への説明等		0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.02	
実施設計に関する業務細分率	(1) 要求の確認	(i) 建築主の要求等の確認	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03
		(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	0.01	0.01	0.02	0.01	0.01	0.01
	(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
		(ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	0.01	0.02	0.02	0.01	0.02	0.02
	(3) 実施設計方針の策定	(i) 総合検討	0.07	0.08	0.07	0.07	0.08	0.07
		(ii) 実施設計のための基本事項の確定	0.03	0.03	0.04	0.03	0.03	0.03
		(iii) 実施設計方針の策定及び建築主への説明	0.02	0.02	0.03	0.02	0.02	0.03
(4) 実施設計図書の作成	(i) 実施設計図書の作成	0.30	0.33	0.30	0.30	0.32	0.28	
	(ii) 建築確認申請図書の作成	0.04	0.05	0.04	0.04	0.05	0.04	
(5) 概算工事費の検討		0.03	0.04	0.05	0.03	0.04	0.04	
(6) 実施設計内容の建築主への説明等		0.02	0.02	0.03	0.02	0.02	0.03	
設計意図の伝達に関する業務細分率	(1) 設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等	0.07	0.06	0.07	0.07	0.06	0.07	
	(2) 工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等	0.06	0.06	0.06	0.06	0.05	0.06	

別表２－３ 工事監理業務に関する業務細分率

業務内容の項目	業務分野				
	総合	構造	設備		
工事監理に係る業務細分率	(1) 工事監理方針の説明等	(i) 工事監理方針の説明	0.02	0.01	0.02
		(ii) 工事監理方法変更の場合の協議	0.01	0.01	0.01
	(2) 設計図書の内容の把握等	(i) 設計図書の内容の把握	0.08	0.08	0.08
		(ii) 質疑書の検討	0.08	0.09	0.07
	(3) 設計図書に照らした施工図等の検討及び報告	(i) 施工図等の検討及び報告	0.19	0.19	0.20
		(ii) 工事材料、設備機器等の検討及び報告	0.06	0.04	0.06
	(4) 工事と設計図書との照合及び確認	0.15	0.22	0.18	
(5) 工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等	0.07	0.07	0.06		
(6) 工事監理報告書等の提出	0.07	0.05	0.06		
工事監理に関するその他の業務に係る業務細分率	(1) 請負代金内訳書の検討及び報告	0.02	0.02	0.02	
	(2) 工程表の検討及び報告	0.04	0.02	0.03	
	(3) 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告	0.07	0.05	0.07	
	(4) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告等	(i) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告	0.02	0.02	0.02
		(ii) 工事請負契約に定められた指示、検査等	0.03	0.04	0.03
		(iii) 工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査	0.00	0.01	0.00
	(5) 工事請負契約の目的物の引渡しの立会い	0.02	0.02	0.02	
(6) 関係機関の検査の立会い等	0.04	0.03	0.04		
(7) 工事費支払いの審査	(i) 工事期間中の工事費支払い請求の審査	0.02	0.02	0.02	
	(ii) 最終支払い請求の審査	0.01	0.01	0.01	

【参考資料】 引用している告示の規定

(1) 建築物の類型

官庁施設の設計業務等積算要領第2章2.2(1)及び6.2(1)において引用している告示98号別添二第一号から第十二号に掲げる建築物の類型は次のとおり。

告示98号別添二

建築物の類型	建築物の用途等	
	第1類 (標準的なもの)	第2類 (複雑な設計等を必要とするもの)
第一号 物流施設	車庫、倉庫、立体駐車場等	立体倉庫、物流ターミナル等
第二号 生産施設	組立工場等	化学工場、薬品工場、食品工場、特殊設備を付帯する工場等
第三号 運動施設	体育館、武道館、スポーツジム等	屋内プール、スタジアム等
第四号 業務施設	事務所等	銀行、本社ビル、庁舎等
第五号 商業施設	店舗、料理店、スーパーマーケット等	百貨店、ショッピングセンター、ショールーム等
第六号 共同住宅	公営住宅、社宅、共同住宅、寄宿舎等	—
第七号 教育施設	幼稚園、小学校、中学校、高等学校等	—
第八号 専門的教育 研究施設	大学、専門学校等	大学(実験施設等を有するもの)、専門学校(実験施設等を有するもの)、研究所等
第九号 宿泊施設	ホテル、旅館等	ホテル(宴会場等を有するもの)、保養所等
第十号 医療施設	病院、診療所等	総合病院等
第十一号 福祉・厚生施設	保育園、老人ホーム、老人保健施設、リハビリセンター、多機能福祉施設等	—
第十二号 文化・交流・公益施設	公民館、集会場、コミュニティセンター等	映画館、劇場、美術館、博物館、図書館、研修所、警察署、消防署等

- (注) 1 社寺、教会堂、茶室等の特殊な建築物及び複数の類型の混在する建築物は、本表には含まれない。
- 2 第1類は、標準的な設計等の建築物が通常想定される用途を、第2類は、複雑な設計等が必要とされる建築物が通常想定される用途を記載しているものであり、略算方法による算定にあたっては、設計等の内容に応じて適切な区分を適用すること。

(2) 難易度係数

官庁施設の設計業務等積算要領第2章2.2(3)及び6.2(2)において引用している告示98号別添三第3項から第5項の表は次のとおり。

告示98号別添三

第3項の表

(い) 建築物	(ろ) 設計
特殊な敷地上の建築物	1.05
木造の建築物 (小規模なものを除く。)	1.35

第4項の表

(い) 建築物	(ろ) 設計	(は) 工事監理等
特殊な形状の建築物	1.15	1.25
特殊な敷地上の建築物	1.15	1.20
特殊な解析、性能検証等を要する建築物	1.15	1.10
特殊な構造の建築物 (国土交通大臣の認定を要するものを除く。)	1.50	—
免震建築物 (国土交通大臣の認定を要するものを除く。)	1.30	1.05
木造の建築物 (小規模なものを除く。)	1.65	1.40

第5項の表

(い) 建築物	(ろ) 設計	(は) 工事監理等
特殊な形状の建築物	—	1.35
特殊な敷地上の建築物	1.55	1.50
特別な性能を有する設備が設けられる建築物	1.25	1.45